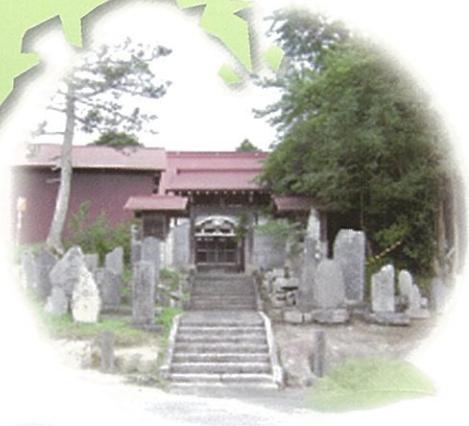


みやぎ

宮城県美しい景観の
形成に関する基本的な方針



平成 24 年 3 月
宮 城 県

策定にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、我が国観測史上最大規模の地震とそれにより発生した大津波等により、多数の尊い命とかけがえのない多くのものが奪い去られました。

あらためまして、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

県では、平成 10 年に景観形成に関する基本的な考え方を「宮城県景観形成指針」として示しておりましたが、平成 19 年には、良好な景観形成を県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」における重要な取組として位置付けるとともに、指針の内容を見直し、「新・宮城県景観形成指針」として改訂しました。また、宮城県議会では、平成 20 年に「景観保全・まちづくり調査特別委員会」を設置し、景観条例の制定に向けた調査・検討を行い、その結果を踏まえ、平成 21 年 7 月に「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」が制定されました。

今回、同条例に基づき、宮城県景観審議会に対し、景観の形成に関する基本的な方針について諮問し、5 回にわたる審議の後、答申がなされ、この答申を踏まえ、本方針を策定しました。本指針は、「新・宮城県景観形成指針」で示した景観形成に関する基本的な考え方に、広域的な景観のとらえ方などの視点を加え、さらに東日本大震災からの復興まちづくりを行う際の留意事項も加えたものになっています。

本方針で示している「まもる」「つくる」「育てる」という景観形成の基本目標は、震災後の景観形成においても変わらず重要な視点です。地域の思い出を大切にしながら、魅力あるまちづくりをしようとする意識が、この未曾有の震災を乗り越える原動力のひとつになると思っております。本方針が、震災復興まちづくりにおいて、初期の段階から行政と住民と一緒に検討され、震災前にもまして美しく魅力ある街並みをつくる一助になればと願っております。

最後に、この方針の策定に当たりまして、様々な機会を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、宮城県の美しい景観形成に向けた取組に対しまして、御指導、御協力を賜りますようお願いいたします。

平成 24 年 3 月

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

はじめに	1
序 章	2
(1) 景観のとらえ方	2
(2) 基本方針の策定の経緯と役割	3
① 基本方針策定までの経緯	3
② 基本方針の位置付けと役割	4
第1章 宮城県の景観の現状と課題	5
(1) 宮城県の景観の現状	5
① 自然的側面	5
② 社会的側面	5
③ 歴史的・文化的側面	6
(2) 景観形成に関する課題	7
第2章 美しい景観の形成に関する目標	8
(1) 美しい景観の形成に関する基本理念	8
(2) 美しい景観形成に関する基本目標	9
(3) 美しい景観形成に関する基本的な考え方	10
第3章 広域的な景観形成に関する事項	12
(1) 広域的に景観をとらえる意義	12
(2) 広域的な景観のとらえ方	12
① 景観区分	12
② 景観軸	16
③ 景域	19
第4章 美しい景観の形成に関する施策に係る基本的事項	20
(1) 「まもる」ための施策	20
(2) 「つくる」ための施策	20
(3) 「育てる」ための施策	20

(4)	総合的な施策	21
(5)	景観形成に向けての役割分担	21
付 章	東日本大震災で被災した市町村の景観形成に向けて	22
(1)	震災後の景観の現状と課題	22
①	震災後の景観の現状	22
②	震災後の景観形成に関する課題	22
(2)	被災市町村の景観の形成に関する目標	23
①	基本理念に関連する事項	23
②	基本目標に関連する事項	23
(3)	被災市町村のこれからの景観形成のために	24

【資料編】

○	審議経過	27
○	宮城県景観審議会 委員名簿	28
○	宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例	29
